

認定対象装置一覧(令和元年12月17日)

名称 (製品番号)	装置の概要	装置の製造者等の名称 及び電話番号	HP	特記事項(認定の条件)
踏み間違い加速抑制システム	発進時、前方または後方の壁などの障害物を検知しているときに、ランプとブザーでお知らせし、万一、その状態からアクセルペダルの強い踏み込みを検知した場合には、エンジン出力を抑制する装置。	トヨタ自動車株式会社 トヨタ自動車 お客様相談センター TEL:0800-700-7700	https://toyota.jp/sapotoyo/commetary/sapotoyoplus/kasoku_yokusei_system/	装置の作動条件(車両が障害物に近づいていく場合の作動を含む。)について、販売時に確実にユーザーに説明すること。
ペダル踏み間違い時加速抑制装置「つくつく防止」	前方、または後方に障害物を認識している場合、停車または徐行(車速約10 km/h以下)状態で、運転者が必要以上にアクセルペダルを踏み込んだときに、エンジン出力を抑制する装置。	ダイハツ工業株式会社 ダイハツお客様コールセンター 0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/accersory/tsukutsukuboushi/index.htm	装置の作動条件(車両が障害物に近づいていく場合の作動を含む。)について、販売時に確実にユーザーに説明すること。
S-DRIVE 誤発進防止システム2 (普通車専用タイプ) (SD0102S)	前進・後退を問わず、異常と定義したアクセルセンサーの信号変化を検出したとき、アクセル全閉時相当の疑似信号を出力し、加速を抑制する装置。	株式会社サン自動車工業 インフォメーションセンター 045-620-9133	http://www.sun-auto.co.jp/products/safety-security-stability/s-drive/s-drive-system	以下の点について、製品説明資料やユーザーへの説明等において分かりやすく周知すること。 (ア) ペダル踏み込みの感度設定は初期設定として行われるものである(普段のペダル操作が設定に反映されるものではない)こと (イ) 右折時等加速するためにアクセルを強く踏み込むと装置が作動して加速が抑制される場合があること
S-DRIVE 誤発進防止システム2 (軽自動車専用タイプ) (SD0104S)				
JARWA S-DRIVE (SD0102S)	前進・後退を問わず、異常と定義したアクセルセンサーの信号変化を検出したとき、アクセル全閉時相当の疑似信号を出力し、加速を抑制する装置。	一般社団法人日本自動車車体補修協会 03-5829-4811	https://jarwa.or.jp/	① 以下の点について、製品説明資料やユーザーへの説明等において分かりやすく周知すること。 (ア) ペダル踏み込みの感度設定は初期設定として行われるものである(普段のペダル操作が設定に反映されるものではない)こと (イ) 右折時等加速するためにアクセルを強く踏み込むと装置が作動して加速が抑制される場合があること ② 装置の製造者に対応を委託している事項については、申請者の責任においてその実施状況を把握し確実な実施を担保すること。
JARWA S-DRIVE (SD0104S)				
ペダルの見張り番Ⅱ (AWD-01)	前進・後退を問わず、アクセルセンサーの信号を常時監視し、急激なアクセル開度を検知するとアクセルとブレーキを間違えて踏み込んだものとみなし、アクセル信号を制御して不用意な急発進を抑制する装置。	株式会社データシステム (適合・在庫確認・注文問合せ) 086-445-1617 (修理受付・技術的問合せ) 086-486-0442	https://www.datasystem.co.jp/products/awd-01/index.html	① 右折時等加速するためにアクセルを強く踏み込むと装置が作動して加速が抑制される場合があることについて、製品説明資料やユーザーへの説明等において分かりやすく周知すること。 ② 申請者及び取付け事業者は、ユーザーが自身の運転特性と合ったペダル踏み込み感度設定(5段階)を選択できるように、説明その他必要な支援を行うこと。
アクセル見守り隊 (SAG297)				
ワンペダル	踏めばブレーキ、足を横にずらしてアクセルを操作できるようにしたもので、「踏む動作」と「開く動作」という異なる動きで操作することで踏み間違いを起さないようにする装置。	ナルセ機材有限公司 0968-73-1511	http://www.onepedal.co.jp/	① 通常とアクセル操作の方法が異なり一定の習熟が必要であることについて、製品説明資料やユーザーへの説明等において分かりやすく周知すること。 ② 各ユーザーに対して、装置を正しく安全に使用するために必要な装置の機能、使用方法、作動条件、点検方法、注意事項、困ったときの対処方法等を明示した資料(HPで提供する情報を参照すべき場合はその掲載箇所を含む。)一式を取扱説明書として書面で提供すること。 ③ 取扱説明書の内容の説明を行ったことを証する書面にユーザーの署名を得た上で保管すること。